

# 夏は市民プールで泳ごう

## 市民プール開場案内

月	場所	期日	時間	休場日
6月	総合プール(屋内)	1～14日	月～金…13:00～20:00 / 土～日…9:00～20:00	火
		15～30日	9:00～20:00	
	総合プール(屋外)	15～30日	土～日…9:00～20:00	15日土・16日日
	神の島プール	1～30日	月～金…13:00～20:00 / 土～日…9:00～20:00	水
7月	総合プール(屋内)	1～20日	9:00～20:00	2日火・6日土
		21～31日	月～土…12:00～21:00 / 日…9:00～21:00	
	総合プール(屋外)	1～20日	月～金…9:00～17:00 / 土～日…9:00～20:00	7日日・9日火
		21～31日	月～土…12:00～21:00 / 日…9:00～21:00	
	神の島プール	1～20日	月～金…13:00～20:00 / 土～日…9:00～20:00	水
		21～31日	9:00～21:00	—
	網場プール	1～20日	月～金…12:30～19:00 / 土～日…9:00～19:00	火
21～31日		9:00～19:00		
小ヶ倉プール	1～20日	12:30～15:30 / 16:00～18:00	火	
	21～31日	9:00～12:00 / 12:30～15:30 / 16:00～18:00		

※総合プール(屋内)…7月5日金は午後5時より50mプール使用不可

### 問い合わせ

総合プール (☎845-1212)、神の島プール (☎865-2250)、網場プール (☎837-0564)、小ヶ倉プール (☎879-5379)

## 老朽危険空き家対策事業をご存じですか？

建築指導課 ☎ 829-1174

老朽化し、危険な空き家のうち、条件を満たす空き家を市が除却し、跡地を公共的空間として整備する制度です。まずはご相談ください。

### 空き家の条件

家屋が腐朽または破損していて、周囲に対して危険性がある など

### 敷地の条件

土砂災害特別警戒区域などに含まれず、維持管理に支障をきたす恐れがない  
 災害防止のための擁壁工事などの措置が不要である  
 維持管理に関して自治会の同意が得られる  
 建築基準法に規定する道路に接している など

危険な空き家を  
 知っているかたは  
 ご相談ください



詳しくは  
 こちら▶

